

地域農業将来ビジョン構築支援事業の概要について

令和8年4月

広島県農林水産局農業経営課



目次

I 地域農業将来ビジョンとは	P 1
1 めざす姿	
2 現状と課題	
3 地域計画とビジョンの関係	
4 イメージ図	
II 地域農業将来ビジョン構築支援事業の全体の流れ	P 2
1 全体スケジュール（想定）	
III 事業の構成	P 3
1 体制構築事業	
2 作成支援事業	
3 ビジョン作成・提出に係る手続き（フロー図）	
IV 地域農業将来ビジョンの様式	P 6
V 関係機関等の役割分担	P 8
1 実施項目別の主な実施主体等	
2 担い手情報の共有に向けた主な流れ	



I 地域農業将来ビジョンとは

1 めざす姿

- 地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）の実行と見直しを効果的かつ効率的に進めるため、**話し合いの単位となる数集落程度の区域**において、**地域農業将来ビジョン（以下「ビジョン」という。）の作成と実行を支援し**、農地集積・集約化を促進することにより地域農業の維持・発展を図る。

【目標】農地集積率46%（令和12年度）

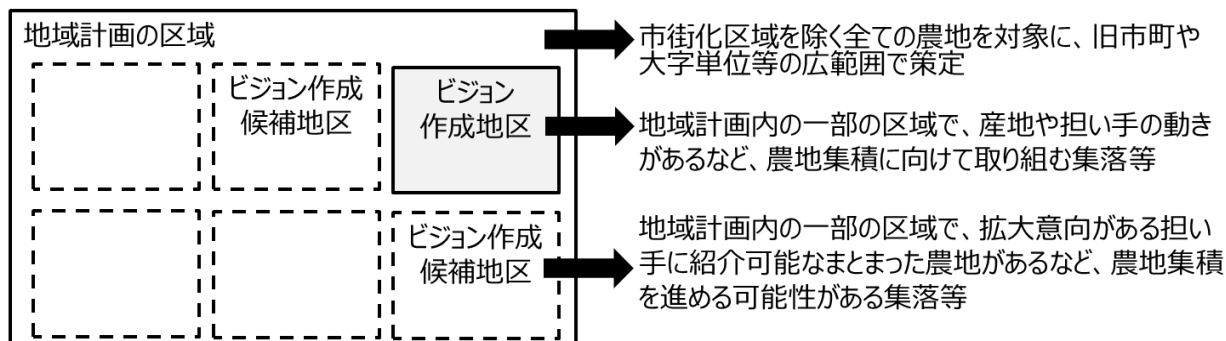
2 現状と課題

- 令和7年3月末までに**合計199の地域計画が策定**されたが、**将来の耕作者が特定されていない農地が67%（全国平均32%）と高い割合**となっている。
- 地域計画の区域は**旧市町村や大字単位等の**広域**であるため、全ての関係者によって**話し合いを進めることは困難な状況**である。

3 地域計画とビジョンの関係

- ビジョンに記載する内容は、地域の農地利用や担い手確保の方向性等、地域計画と同じ項目とし、地域での話し合いによって目標年度における農地利用の将来像を明確に示したものとする。
- 地域計画の区域は広域**であるが、**ビジョンは集落単位等の話し合いを行いやすい範囲で作成**することとし、**作成後は地域計画に反映**する。
- ビジョン作成を進める**対象地域は**、経営規模の拡大意向がある担い手が存在する地域、新規就農者の確保に取り組む地域及び広域に農地確保を希望する担い手に紹介可能な地域等を中心に**市町が関係機関と協議して選定**する。

4 イメージ図





Ⅱ 地域農業将来ビジョン構築支援事業の全体の流れ

1 全体スケジュール（想定）

事業	項目	No.	実施項目	内容・目的	R8年度											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
共通	事前準備	1	地域農業将来ビジョンの作成に向けた意思表示	地域農業将来ビジョン構築支援事業実施要領の別紙様式2を提出する。（都度）	← 随時受付 →											
		2	応援人材の登録	応援人材派遣要領により委嘱する。 ※7月以降も随時登録が可能。	← 3か月程度で登録（7月以降も随時登録可） →											
体制構築事業	事前研修	3	地域での話し合いの推進に関する研修の実施	地域での話し合いを進めるためのアプローチ手法及びファシリテーションスキルの習得（集合研修とグループワーク）	← 3回程度実施 →											
		4	農地所有者と担い手のマッチング手法に関する研修の実施	意向調査の進め方及びマッチングの先事例の紹介（集合研修）	● 開催時期は今後調整											
		5	集落法人間の連携及び経営継承に関する研修の実施	連携や経営継承によって地域農業の維持・発展につながった先事例の紹介（集合研修とグループワーク）	● 開催時期は今後調整											
作成支援事業	ビジョンの作成等	6	ビジョン作成に係る対象地域の選定	ビジョンを作成する地域を推進体制で選定する。	← →											
		7	市町の農業振興方針の具体化	県・対象市町職員等を対象に地域での話し合いを円滑に実施するため、市町の農業振興方針を具体化し、ディスカッション資料を作成する。	← 具体化に向けた対応期間（目安：3か月程度） →											
		8	県内外の担い手情報（企業経営体の情報を含む）の収集・共有	ビジョン作成に当たって、市町が県内外の担い手情報を把握して地域の担い手候補として農地とのマッチングを行うことができるよう、担い手情報を収集・整理・共有する。	← 通年で情報収集・共有 →											
		9	地域との話し合いの実施（応援人材の派遣等）	地域との話し合いを実施する。 市町からの要請に応じて応援人材を派遣する。	← すでに話し合いを進めている地域 → (市町からの要請に応じて応援人材の派遣を実施) → ← 地域での話し合いの期間（目安：6か月程度） →											
		10	地域農業将来ビジョンの作成・提出	地域農業将来ビジョン構築支援事業実施要領の別紙様式1を踏まえビジョンを作成し、別紙様式3により提出する。	← →											

(注) □は、ビジョン作成に必須の項目



Ⅲ 事業の構成

1 体制構築事業

市町が関係機関と連携して地域計画のブラッシュアップを推進できる体制を構築するため、県と関係団体による研修会を開催する。

(1) 地域での話し合いの推進に関する研修

【主催】 県

【参集範囲】 市町、農業委員会事務局、J A、県（本庁関係課、農林水産事務所（農林事業所）、農業技術指導所）等

【内容】 地域での話し合いを進めるためのアプローチ手法及びファシリテーションスキルの習得（集合研修とグループワーク）

【開催時期】 開催日時・場所は調整中（3日間程度で調整中）

(2) 農地所有者と担い手のマッチング手法に関する研修

【主催】 県、（一社）広島県農業会議

【参集範囲】 農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局、市町、機構相談員、県（同上）等

【内容】 意向調査の進め方及びマッチングの先行事例の紹介（集合研修）

【開催時期】 開催日時・場所は調整中

(3) 集落法人間の連携及び経営継承に関する研修

【主催】 県、広島県集落法人連絡協議会

【参集範囲】 集落法人、市町、農業委員会事務局、J A、県（同上）等

【内容】 連携や経営継承によって地域農業の維持・発展につながった先行事例の紹介（集合研修とグループワーク）

【開催時期】 開催日時・場所は調整中



Ⅲ 事業の構成

2 作成支援事業

ビジョン作成地域の選定や地域の合意形成を進めるため、次の取組を実施する。

(1) 地域農業の将来構想の作成

【作成主体】 市町

【内 容】 市町が目指す地域農業の将来像の実現に向け、取り組むべき内容を明確化
優先して話し合いを進める地域を選定し、ビジョン（案）を作成（集合研修及び個別ミーティング）
※一部、外部委託

(2) 県内外の担い手情報の収集・共有

【主 体】 県

【内 容】 認定農業者等の担い手の農地確保に係る意向の確認、該当市町及び農業委員会との情報共有
県外の企業経営体の誘致 ※外部委託

(3) 応援人材の登録・派遣

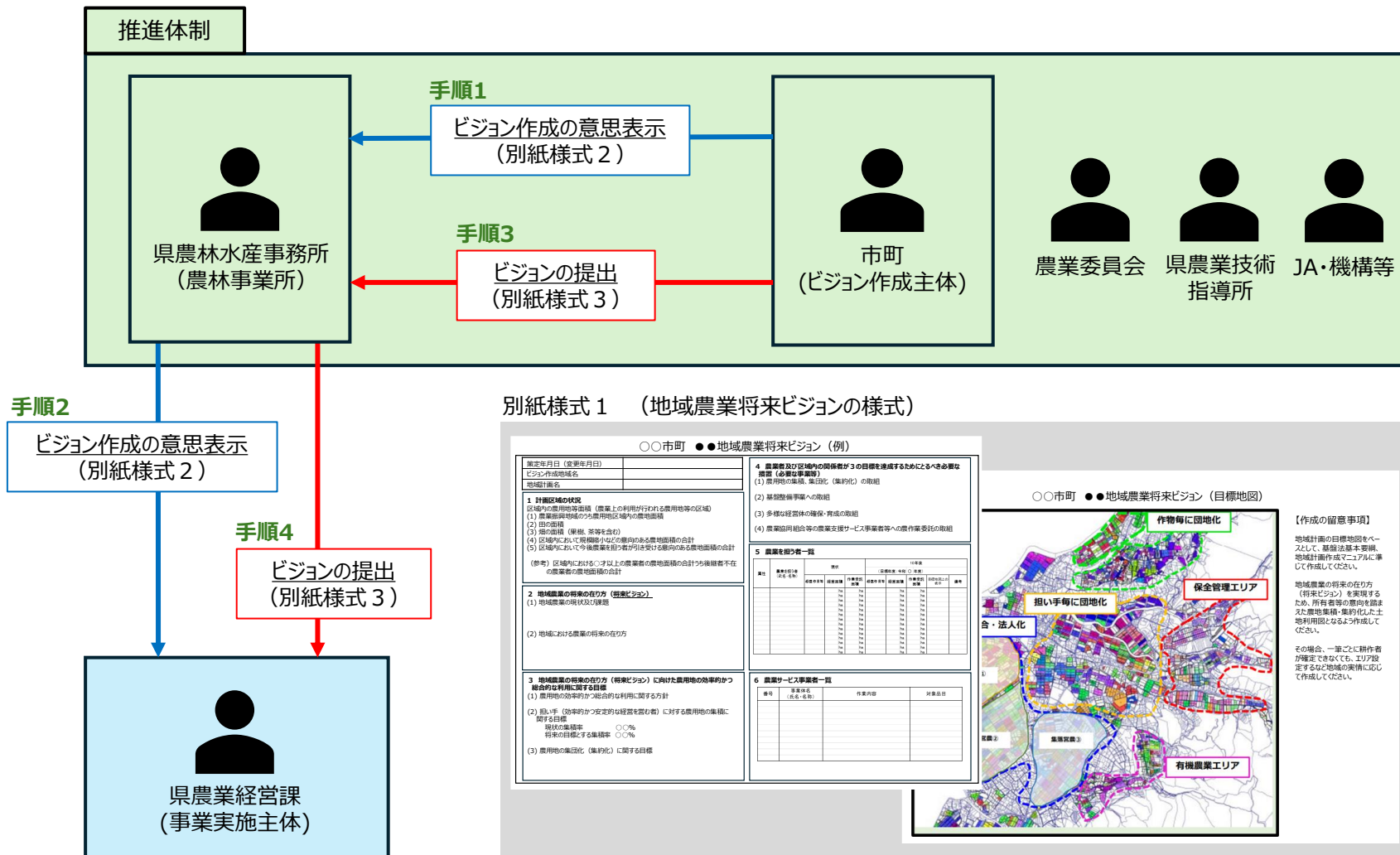
【主 体】 県

【内 容】 地域農業の仕組みに関する専門知識や地域の合意形成に関するノウハウを有する人材の登録
市町からの要請に応じた関係機関での検討や地域での話し合いの場への応援人材の派遣



III 事業の構成

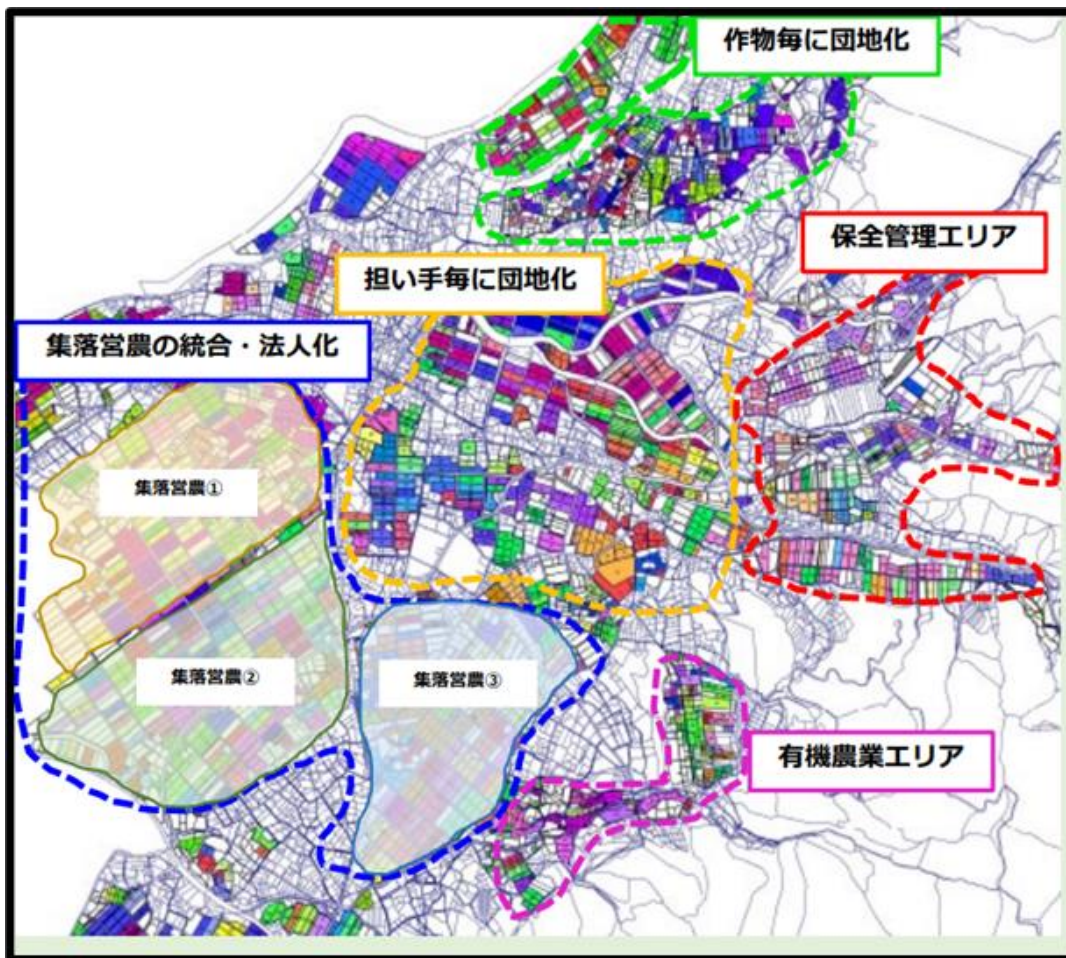
3 ビジョン作成・提出に係る手続き（フロー図）





IV 地域農業将来ビジョンの様式

○○市町 ●●地域農業将来ビジョン（目標地図）



【作成の留意事項】

地域計画の目標地図をベースとして、基盤法基本要綱、地域計画作成マニュアルに準じて作成してください。

地域農業の将来の在り方（将来ビジョン）を実現するため、所有者等の意向を踏まえた農地集積・集約化した土地利用図となるよう作成してください。

その場合、一筆ごとに耕作者が確定できなくても、エリア設定するなど地域の実情に応じた作成してください。

（注）別紙様式 1 に記載の項目以外で市町が必要と判断する項目があれば追記してください。



V 関係機関等の役割分担

1 実施項目別の主な実施主体等

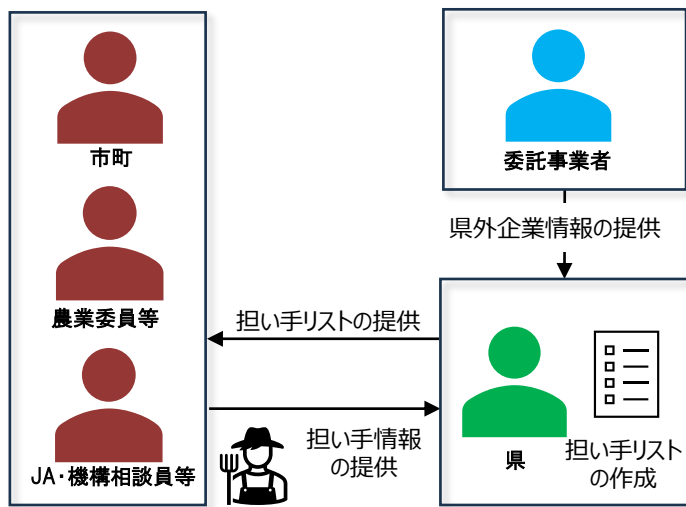
実施項目		主な実施主体	主な対象者
(1) 事前準備			
①	地域農業将来ビジョンの作成に向けた意思表示	主体：市町 支援：県農林水産事務所(農林事業所) 県農業経営課	－
②	応援人材の登録	主体：県農業経営課	応援人材
(2) 体制構築事業			
③	地域での話し合いの推進に関する研修の実施	主催：県農業経営課	県、市町、J A、応援人材 等
④	農地所有者と担い手のマッチング手法に関する研修の実施	主催：県農業経営課、農業会議	県、農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）、機構相談員 等
⑤	集落法人間の連携及び経営継承に関する研修の実施	主催：県農業経営課、県集落法人連絡協議会	集落法人、市町、J A、県 等
(3) 作成支援事業			
⑥	地域農業将来ビジョンの作成対象地域の選定	主体：市町 支援：県農林水産事務所(農林事業所) 県農業経営課、県農業技術指導所	－
⑦	市町の農業振興方針の具体化	主体：市町 支援：県農林水産事務所(農林事業所) 県農業経営課、県農業技術指導所	県、市町、応援人材 等
⑧	県内外の担い手情報（企業経営体の情報を含む）の収集・共有	主体：県農業経営課(とりまとめ) 県農林水産事務所(農林事業所) 県農業技術指導所	県内の担い手、県内外の企業経営体等
⑨	地域との話し合いの実施（応援人材の派遣等）	主体：市町 支援：県農林水産事務所(農林事業所) 県農業技術指導所 県農業経営課、機構相談員	対象地域の生産者等
⑩	地域農業将来ビジョンの作成・提出	主体：市町 支援：県農林水産事務所(農林事業所) 県農業経営課、県農業技術指導所	－



V 関係機関等の役割分担

2 担い手情報の共有に向けた主な流れ

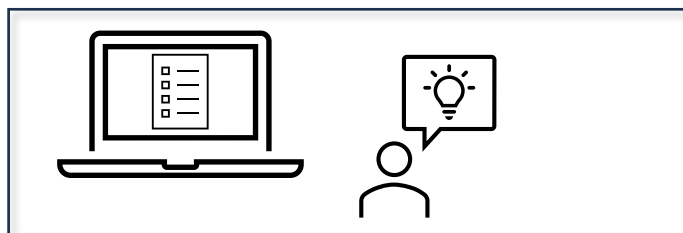
(1) 担い手情報の収集とリストの作成



■市町や農業委員会等で把握している認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者等の規模拡大意向を持つ農業者の情報を県へ提供する。

■県農業経営課は、県組織や各市町から得た情報と県外の企業経営体等の情報（委託事業）を取りまとめ、「担い手リスト」を作成して関係機関へ提供する。

(2) 担い手リストの活用



■作成した「担い手リスト」を関係機関で共有する。

■市町や農業委員会は、拡大意向情報（希望する面積、エリア等）を参考に農地のマッチングに活用する。

■「担い手リスト」は、県農業経営課が随時、更新する。

(注) 情報の共有方法は、キントーンなどの活用を想定している。